

てんまやみのり会の会則を十分お読みいただいた上
お申し込みください。

てんまやみのり会の会則(WEB入会会員用) 天満屋みのり会サービス株式会社

第1条 名称等

本会の名称は、てんまやみのり会と称します。本会は、岡山県岡山市北区表町2丁目1番1号所在の天満屋みのり会サービス株式会社が運営します。

第2条 目的

本会は、株式会社天満屋をご愛顧くださる日本国内居住の個人会員のお買物等の便宜と会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条 特典

- 会員は本会が定める特典を受けられるほか、随時、本会が企画する各種催物にも参加できます。
- 本会の特典を受けられる会員は、毎月継続して積立金を払い込みいただいた会員に限ります。

第4条 入会、積立方法及び領収書の発行

- 本会へインターネットにより入会をご希望のお客様は、入会手続き画面の案内に従って会則をご確認の上、本人情報をご登録ください。入力いただいた情報を審査の上、仮登録といたします。仮登録完了次第、登録住所宛てに会員カードと預金口座振替依頼書を送付いたします。預金口座振替依頼書に申込ご本人名義の口座情報のご記入とお届け印の押印をしていただき、本会にご返送していただけます。預金口座振替依頼書が本会に到着した時点で申込は完了となります。なお、第一回目の会費引落しをもって本入会及び契約成立となります。また、会員お1人様のお申し込み総口数は、年間10口までとします。
- 契約成立とともに、予約金は第1回分の積立金とし、契約金額から第1回分を除いた残高については、下表に記載されている内容に基づき本会へ払い込みいただけます。なお、積立途中でのコース変更及び1口の契約金額の変更はできません。

コース名	1口の契約金額	毎月の積立金	積立期間回数	積立方法及びお支払期日
※3,000円 ボーナスコース	36,000円	3,000円	1ヶ年 12回	金融機関での 預金口座自動振替払は、 毎月26日
5,000円 ボーナスコース	60,000円	5,000円	1ヶ年 12回	
10,000円 ボーナスコース	120,000円	10,000円	1ヶ年 12回	
観劇会コース	60,000円	5,000円	1ヶ年 12回	

- 払い込みいただいた積立金については、通帳機帳又は入金金明細をもって、領収書に代えさせていただきます。満期手続きが完了するまで上記明細の保管を願います。
- 預金口座自動振替の場合は、毎月26日(金融機関休業日の場合は、翌日営業日)にご指定の預金口座より引落しさせていただきます。
- 預金口座自動振替をご利用の場合、継続して入会を希望される方は、所定の郵送による手続きで継続入会頂けます。
- 金融機関等への預金と異なり、払い込みいただいた積立金に、利息は発生いたしません。

第5条 会則の交付・再交付

- 本会は、入会申込みの際に、申込サイトに設置している会則をダウンロードする方法により交付します。この会則は、契約条件等が記載されたものですので、大切に保管してください。また、お客様の希望により紙書面の交付もいたします。
- この会則を紛失等された場合には、申し出により、所定の手続きを行い、速やかにこの会則を再交付いたします。

第6条 会員カード

- 本会は、入会申込の仮登録が完了次第、登録住所宛てに会員カードを郵送いたします。会員カードは、満期のお手続き、各種諸手続きをする際には会員証として、満期お手続き後にはお買物カードとしてご利用いただけます。
- 会員カードは、本会が認めた場合を除き、会員に対し1枚発行するものとし、口数やコース追加のお申し込みや継続のお申し込みの場合にも新たな交付はいたしませんので盗難・紛失等にご注意の上大切に保管してください。
- 会員カードの紛失、盗難又は破損の場合には、申し出により、所定の手続きを行い、会員カードの再発行をいたします。その場合、再発行1件につき300円(消費税込)の手数料をいただきます。なお、再発行時に旧会員カードは無効とします。なお、会員カードの盗難・紛失等のお届け前のご利用に関する責任は、原則、会員にご負担いただけます。
- 現金返金による途中解約および会員契約解約及び解約後、商品等にお引換になり残高が0円になった場合は、会員カードを本会にご返却ください。なお、会員カードは本会が認めた場合を除き、他人への譲渡ができませんので、あらかじめご了承ください。

第7条 本人確認

インターネットからの入会申込にあたり、当社が定める方法にて本人認証を行います。また、各種手続きにおいて、本会が必要と認めた場合には、会員ご本人を証明するもの(運転免許証等の公的身分証明書)の提示を求めることがあります。また、会員ご本人以外の方が各種手続きをされる場合は、委任状等本会が定める書類を提出していただけます。

第8条 住所変更等の届け出

入会の際に届け出た住所、氏名、預金口座等についてご変更があった場合は、速やかに本会まで届け出てください。この届け出がない場合には、本会への届け出済みの内容に従って本会が発した通知は、会員に到達したものとみなします。また、住所等が変更となり、本会に届け出がない場合には、本会が認めた場合を除き、会員カードとしてのご利用等所定の手続きができない場合もありますので、ご注意ください。

第9条 満期手続き・満期チャージ・継続申込の方法

- 所定のお積立金を払い込みいただいている会員には満期のご案内をいたします。満期のご案内は、満期月の2か月前に書面を郵送又はご登録いただいているメールアドレスへの通知にて行います。
- 本会は、契約金額の積立てが完了したときに、下表に記載されている内容に基づき別途定める満期チャージ日に会員カードに相当金額をチャージいたします。

コース名	1口の契約金額	特典・ボーナス	満期チャージ額
※3,000円 ボーナスコース	36,000円	1,500円	37,500円
5,000円 ボーナスコース	60,000円	2,500円	62,500円
10,000円 ボーナスコース	120,000円	5,000円	125,000円
観劇会コース	60,000円	年1回観劇会にご招待	60,000円

(※)3,000円、5,000円、10,000円ボーナスコースの場合、それぞれの契約金額にボーナス額を加えた合計金額を会員カードにチャージいたします。
※3,000円ボーナスコースは2024年4月より受付開始。

(イ)観劇会コースの場合、60,000円を会員カードにチャージし、観劇会(注:観劇会は所定の日に観劇)にご招待いたします。

- 満期月の前月までに会費完納がなされた会員は満期月の4日を満期チャージ日とし、会員カードに自動で満期チャージを行い、お買物カードとしてご利用いただけます。(みのり会窓口における満期手続きは不要となります)上記記載期日までに会費完納がなされていない場合についてはみのり会窓口にて満期のお手続き又は、当会が認める所定のお手続きが必要となります。
- 複数のコースや口数がある場合でも、満期チャージは1枚の会員カードにまとめてチャージされます。
- 満期ご案内時にお届けする「継続意思確認ハガキ」に再契約内容を記載の上、満期月の前月末日までに本会に対し返送していただく方法又は、当会が認める所定のお手続きにより、継続申込が完了するものとします。
- 会員は、会員カードを安全にご利用いただくために、1日あたりのお買物ご利用限度額を10,000円単位で設定することができます。
- 本会は、違法又は不正な目的による会員カードの利用のおそれがあるときは、一時的に会員カードの利用を停止する場合があります。

第10条 商品引き換え等

会員カードをご提示いただければ、天満屋各店、米子しんまち天満屋、府中天満屋、天満屋ハビータウン各店、天満屋ハビーズ各店、ハビーマート各店、せとうち児島ホテル、ホテルリマーニ、東児が丘マリンヒルズゴルフクラブ、天満屋トラベルにおける取扱商品等のうち、会員カードのお買物可能残高の範囲内で商品等と引き換えます。但し、次の商品等は、ご利用除外となります。

商品券、ギフトカード、プリペイドカード、収入印紙、切手、前売券、JR券、航空券、高速バス券、金・銀地金類、結婚式の貸衣装等。また、みのり会積立金、各種会費、受講料、代金引換配送での入金、天満屋ネットショップのお支払い、その他特に指定するもの等。詳細は各店の相談窓口

にお問い合わせください。

会員カードのお買物可能残高は、お買上時のレシートに記載される他、「天満屋アプリ」でも残高確認ができます。詳しくはみのり会窓口へお問い合わせください。

第11条 解約等

- (1) この契約は、会員の申し出により、解約することができます。
- (2) 本会は会員が次のいずれかに該当したときは、会員に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。
 - ㍑第2回以降の積立金の払い込みについて、本会の定める期間(払込期日より1ヶ月)を超えて遅滞されたため、本会より20日以上相当の期間を定め払込書面にて催告したにもかかわらず、その期間内に払い込みいただけなかったとき。
 - ㍒入会申込書その他の届け出に虚偽の記載があったとき。
 - ㍓この会則のいずれかに違反されたとき。
 - ㍔暴力団、総会屋等又はこれらに準ずる反社会的勢力の構成員若しくは準構成員である等の関わり合いが判明したとき。
- (3) 会員は、本会が営業の廃止、許可の取消その他本会の責に帰すべき事由により、入会の目的を達することが不可能になった場合には、この契約を解約することができます。
- (4) 解約手続は、ご本人確認のため、原則として友の会窓口にて行います。その際には会員カードとご印鑑が必要となります。

第12条 解約に伴う積立金等の精算

(1) この契約が前条(1)又は(2)により解約された場合、会員は、(1)の解約の申し出の日又は(2)の催告期間の終了の日から45日以内(この項においては「解約精算期間」といいます。)(2)に、次の㍑又は㍒の金額を遅滞なく本会から受領することができます。なお、既に払い込みいただいた積立金の額を請求する権利は、解約精算期間経過後5年間請求がない場合には消滅するものとします。

- ㍑積立期間満了前の場合には、既に払い込みいただいた積立金に相当する額の現金。
 - ㍒積立期間満了後の場合には、それまでに商品等に引き換えられた後の会員カード残高からボーナス相当額を差し引いた額の現金。(なお、この場合、会員は、特典の利益を享受していただけないこととなりますので、ご了承ください。)
- (2) この契約が前条(3)により解約された場合、会員は、次の㍑又は㍒の金額を遅滞なく本会から受領することができます。
 - ㍑積立期間満了前の場合には、既に払い込みいただいた積立金の額、及びその額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金。
 - ㍒積立期間満了後の場合には、それまでに商品等に引き換えられた後の会員カード残高、及びその残高からボーナス相当額を差し引いた額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金。

(注)なお、(1)及び(2)の㍒の場合、ボーナス相当額は、商品等にお引き換えされていない会員カードの額に特典付与割合を勘案して1/25を乗じた額(百円未満切捨)として計算させていただきます。

第13条 営業保証金及び前受金保全措置等

(1)本会は割賦販売法に基づき、会員がお払い込みの積立金及びそれに相当する商品等にお引き換えされていないお買物カードの残額の合計額の1/2に相当する額について、次の機関と営業保証金の供託及び供託委託契約の締結により前受金保全措置を講じています。

営業保証金

岡山地方事務局 岡山県岡山市北区南方1-3-58

供託委託契約の受託者

日本割賦保証株式会社 東京都港区虎ノ門1-13-3

ただし、上記機関については、本会の都合により変更する場合がありますので、ご確認に関しては、友の会窓口まで直接お問い合わせください。

- (2) 会員は、既に払い込みいただいた積立金又はそれに相当する商品等に引き換えされていない会員カードの残額について、割賦販売法に基づき、営業保証金又は前受業務保証金から弁済を受けることができます。

第14条 個人情報の利用等

- (1) 本会は、この会則に基づき、友の会業務(商品の売買の取次、各種手続きのおしらせ等)、当社並びに当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物・メールマガジンの送付等を目的として会員の個人情報(入会の際に届け出いただいた氏名、住所、電話番号、メールアドレス、契約コース名、前受金残高、年齢、生年月日、会員証番号、お買物カード番号及び利用状況等に関する情報)を、安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定をした上で収集・利用します。
- (2) 本会と個人情報の共同利用に関する契約を締結した株式会社天満屋は、会員あてに各種印刷物・メールマガジンの送付等での営業のご案内のため、また、緊急の連絡を要する場合、会員の同意の上で、第14条(1)で特定した個人情報を利用します。ただし会員は本会に対し、このような目的のための個人情報の共同利用の中止を求めることができます。
- (3) 会員は、本会に対し、会員ご自身の個人情報を開示するように求めることができ、開示請求により、会員ご自身の個人情報の内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合には、会員は本会に対し、訂正等を求めることができます。

また、個人情報保護法上の手続違反があった場合には、利用停止を求めることができます。
- (4) 各種ダイレクトメール等での営業のご案内の中止の申し出や個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせは、下記の友の会会社事務所までお願いします。

天満屋みのりサービス株式会社 友の会事務所
〒700-0901 岡山県岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル4階
TEL.(086)231-7354

第15条 営業地域

本会の営業地域は次の通りとします。
岡山県、広島県

第16条 友の会に関する相談窓口

本会に関するお問合せ、苦情等は、下記のご入会された友の会窓口又は、友の会会社事務所にて承ります。

天満屋岡山本店内 友の会窓口
〒700-8625 岡山県岡山市北区表町2-1-1
TEL.(086)231-7321

天満屋倉敷店内 友の会窓口
〒710-8550 岡山県倉敷市阿知1-7-1
TEL.(086)426-2124

天満屋福山店内 友の会窓口
〒720-8636 広島県福山市元町1-1
TEL.(084)927-2655

天満屋みのりサービス株式会社 友の会事務所
〒700-0901 岡山県岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル4階
TEL.(086)231-7354